

発議第28号

熊本市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、
熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和2年12月18日提出

熊本市議会議員	原 口 亮 志
同	西 岡 誠 也
同	津 田 征 士 郎
同	澤 田 昌 作
同	田 中 敦 朗
同	光 永 邦 保
同	坂 田 誠 二
同	三 島 良 之
同	原 亨
同	小佐井賀瑞宜
同	福 永 洋 一
同	井 本 正 広
同	藤 永 弘

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第11条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、第15条ただし書に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員がオンラインにより委員会に出席したときは、次条及び第13条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、オンラインによる委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、委員会の開催方法の特例として、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した委員会を開催できるようにするため、所要の改正を行うものである。